平成２４年（フ）第６９号
新潟市北区上土地亀964番地　Ｒｏｃｋ　ａｎｄ　ｖｉｌｌａｇｅ　Ｏｎｅ201号、前住所新潟市北区川西４丁目171番地
債務者　佐藤　輝子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８１号
新潟市北区葛塚5056番地、前住所新潟県岩船郡関川村大字金丸110番地１
債務者　新野　吉晴
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県西脇市黒田庄町前坂628番地の１
債務者　芝本　智代（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第１０３号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地１－１棟105
債務者　片山　佳子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
長崎県長崎市琴海大平町1977番地17、旧住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷3077番地１
債務者　藤原　　望
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
長崎県長崎市横尾３丁目36番14号　セジュールたけもと101、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―806号
債務者　山田　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
沖縄県那覇市曙２丁目３番21号与那アパート301
債務者　川満　雅之
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８３号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3847番地Ｍ・Ｋビル202
債務者　宮城　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８０号
北海道苫小牧市音羽町１丁目15番19号
債務者　橋田　静子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４６号
青森県八戸市根城７丁目１番７号
債務者　石井　光雄
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
青森県八戸市小中野６丁目20番17号　メゾンＩＦ－Ｆ号
債務者　坂下　美子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
宮城県黒川郡大衡村大衡字五反田４番地93、従前の住所仙台市泉区鶴が丘１丁目18番地の７　ロフテイー鶴ケ丘202
債務者　小河原政則
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９２号
仙台市若林区中倉１丁目27番19号　益加第３アパート202
債務者　高橋　　進
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
茨城県古河市三和80番地１
債務者　山本　辰明
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８５号
茨城県常総市小保川1463番地２
債務者　足達　恒夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８６号
茨城県筑西市成田296番地１　長岡住宅２
債務者　佐伯　芳子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９２号
茨城県下妻市前河原846番地102、前住所茨城県結城市大字山王395番地２
債務者　阿久井清子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部